

撮影及び取材についての注意事項

撮影及び取材(以下「撮影等」)にあたっては、以下の事項を遵守してください。

- ・ 撮影等にあたっては、許可された場所、人数及び時間の範囲で行い、公益財団法人浜松市文化振興財団(以下「財団」)の職員の指示に従うこと。
- ・ 撮影等にあたっては、建物・展示物等に損害を与えないよう、また、来館者に迷惑をかけないように注意すること。
- ・ 撮影等の関係者は取材者用の腕章もしくは身分証を着用すること。
- ・ 撮影等した内容は、申請した目的以外には使用しないこと。
- ・ 申請内容に変更が生じた場合は、すみやかにその内容を申し出、許可を得ること。
- ・ 使用料及び観覧料が必要な施設を使用して撮影等する場合は、別途使用料及び観覧料を支払うこと。
- ・ 個人情報保護法上及び肖像権の侵害等の問題は、すべて申請者がその責任を負うこと。
- ・ 緊急事態発生時の対応及びその他撮影等に関する事項については、財団職員の指示に従うこと。
- ・ 財団の指示があった場合は、すみやかに撮影等を中止すること、また、その放映・掲載等を中止すること。